放送大学学園における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

令和２年１月２０日
常勤理事会決定第２号
改正　令和８年３月24日

（趣旨）

第１条　放送大学学園（以下「学園」という。）が獲得した競争的資金について計画的かつ適正に運用し、より効果的かつ効率的な活用を図るため、競争的資金の間接経費執行に係る共通指針（平成１３年４月２０日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」という。）に基づき、学園における競争的資金に係る間接経費の使用に関する基本方針を定める。

（定義）

第２条　この基本方針において「競争的資金」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金のことをいう。

２　この基本方針において「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関のことをいう。

３　この基本方針において「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し使用する経費のことをいう。

４　この基本方針において「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として使用する経費のことをいう。

（間接経費の使途）

第３条　学園における間接経費の使途は、原則として次のとおりとする。

一　管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

二　管理事務の必要経費

２　前項の規定にかかわらず、学園における研究開発環境の改善等に必要な場合は、あらかじめ常勤理事会の承認を得て、前項各号以外の使途に間接経費を使用することができる。

（間接経費の執行及び管理）

第４条　間接経費は、放送大学学園における研究費不正使用の防止等に関する規程（平成１９年放送大学学園規程第５号）に規定する統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）の監督の下で、使途の透明性を確保して計画的かつ適正に執行するとともに、その執行に係る証拠書類を適切に保管しなくてはならない。

２　間接経費の執行及び管理に関する事務は、学術情報部研究推進室が所掌するものとする。

（実績報告）

第５条　学術情報部研究推進室は、毎年度、間接経費の使用実績等を統括管理責任者に報告するものとする。

２　統括管理責任者は、毎年度の間接経費使用実績等について、常勤理事会に報告するとともに、各競争的資金の配分機関に対して定められた期日までに報告するものとする。

（基本方針の見直し）

第６条　この基本方針は、共通指針その他関係する法令等に改正等があった場合は、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（その他）

第７条　この基本方針に定めのない事項については、共通指針その他の関係法令、規程等の定めるところによる。

附　則

この基本方針は、令和２年１月２０日から施行する。

附　則（令和８年３月２４日）

この基本方針は、令和８年４月１日から施行する。